

議案第十二号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一口の表を次のように改める。

ロ 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員		円	円	円	円
	1	132,400	205,500	-	235,300
	2	134,900	213,900	-	244,100
	3	137,600	222,400	233,200	253,000
	4	140,300	231,200	242,100	261,900
	5	144,300	240,000	251,000	271,100
	6	148,700	248,900	259,900	280,400
	7	155,800	257,800	268,900	289,900
	8	162,900	266,700	278,000	299,500
	9	170,200	275,500	287,100	309,400
	10	178,200	284,300	296,300	319,400
	11	186,300	293,100	305,600	329,600
	12	194,600	301,900	314,900	339,800
	13	203,000	310,500	324,300	350,100
	14	211,600	319,100	333,400	360,200
	15	220,300	326,900	342,200	370,200
	16	229,100	334,200	350,600	380,000
	17	238,000	341,100	358,800	389,600
	18	246,900	347,400	366,600	399,000
	19	255,900	353,100	374,100	407,700
	20	264,500	358,600	381,300	414,400
	21	273,100	363,500	388,000	420,200
	22	281,600	368,200	393,300	425,400
	23	290,000	372,200	398,000	429,900
	24	298,100	375,900	402,400	433,600
	25	306,000	379,300	406,200	437,000
	26	313,800	382,500	409,400	439,700
	27	320,500	385,300	412,400	442,400
	28	326,300	387,700	414,800	445,000
	29	331,500	389,900	417,200	447,600
	30	336,000	392,000	419,500	450,200
	31	339,700	394,100	421,800	452,700
	32	343,100	396,100	424,100	455,200
	33	345,800	398,100	426,400	457,700
	34	348,500		428,700	460,100
	35	351,100		431,000	
	36	353,700		433,200	
	37	356,300		435,400	
	38	358,800		437,600	
	39	361,100		439,800	
	40	363,100		442,000	
	41	365,000		444,200	
42	366,800		446,400		
再任用 職員		212,100	228,500	253,800	286,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

## 附 則

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一口に掲げる行政職給料表（二）の適用については、平成十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の杉並区職員の給与に関する条例別表第一口に掲げる行政職給料表（二）の各級に属する職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、その者の切替日の前日における職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。
- 3 前項の規定により新級が決定される職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第二の新号給欄に定める号給とする。
- 4 前項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第六条第三項及び第五項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間）を新号給を受ける期間に通算する。
- 5 附則第二項の規定により新級が決定される職員のうち、切替日の前日において三級の最高の号給を受けていた者及び職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた者の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期

間は、人事委員会が定める。

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第一（附則第2項関係）

行政職給料表(二)の適用を受ける職員の職務の級の切替表

旧 級	新 級
4 級	3 級
3 級	2 級
2 級	1 級
1 級	

附則別表第二（附則第3項関係）

行政職給料表(二)の3級となる職員の号給の切替表

旧 号 給	新 号 給
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	10
10	11
11	12
12	13
13	14
14	15
15	16
16	17
17	19
18	20
19	21
20	23
21	24
22	25
23	27

24	28
25	30
26	31
27	32
28	33
29	35
30	36
31	37
32	38
33	39
34	40
35	41
36	42

行政職給料表(二)の2級となる職員の号給の切替表

旧 号 給	新 号 給
1	1
2	3
3	4
4	
5	5
6	6
7	7
8	8
9	10
10	11
11	12
12	13
13	14
14	15
15	16
16	17

17	18
18	19
19	21
20	22
21	24
22	25
23	26
24	27
25	29
26	30
27	31
28	32
29	33

行政職給料表(二)の1級となる職員の号給の切替表

旧 号 給		新 号 給
1 級	2 級	
1		1
2		
3		3
4		4
5		5
6		7
7		
8	1	8
9	2	9
10	3	10
11	4	11
12	5	12
13	6	13
14	7	14
15	8	15

16	9	16
17	10	17
18	11	18
19	12	19
20		
21	13	20
22		
23		
24		
25	14	21
	15	22
	16	23
	17	24
	18	25
	19	26
	20	28
	21	29
	22	30
	23	32
	24	34
	25	35
	26	37
	27	38
	28	39
	29	40
	30	41
	31	42
	32	

( 提案理由 )

行政職給料表(二)を改定する必要がある。